

東海旅客鉄道株式会社 I C カード乗車券運送約款の一部改正（TOICA乗車券による乗車等の取扱いを行う交通事業者追加等に伴う改正）

現行		改正	
別表第5（第44条）TOICA乗車券による乗車等の取扱いを行う交通事業者		別表第5（第44条）TOICA乗車券による乗車等の取扱いを行う交通事業者	
鉄道事業者	北海道旅客鉄道株式会社（中略）札幌市交通局、東日本旅客鉄道株式会社、（中略）IRいしかわ鉄道株式会社、福岡市交通局（以下略）	鉄道事業者	北海道旅客鉄道株式会社（中略）札幌市交通局、 <u>一般財団法人札幌市交通事業振興公社</u> 、東日本旅客鉄道株式会社、（中略）IRいしかわ鉄道株式会社、 <u>四日市あすなろう鉄道株式会社</u> 、 <u>富山地方鉄道株式会社</u> 、福岡市交通局（以下略）
バス事業者	イーグルバス株式会社（中略）東武バスウエスト株式会社、 <u>東武バスイースト株式会社</u> 、東武バス日光株式会社、（中略）サンデン交通株式会社、九州産交バス株式会社（以下略）	バス事業者	イーグルバス株式会社（中略）東武バスウエスト株式会社、東武バス日光株式会社、（中略）サンデン交通株式会社、 <u>北九州市交通局</u> 、九州産交バス株式会社（以下略）

附則
 この通達は、令和3年10月10日から施行する。ただし、一般財団法人札幌市交通事業振興公社に係る改正は令和2年4月1日から、四日市あすなろう鉄道株式会社に係る改正は令和3年8月21日から、北九州市交通局に係る改正は令和3年8月31日から、東武バスイースト株式会社に係る改正は令和3年10月1日からそれぞれ適用する。